

京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例(平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、平成27年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成28年 9月20日

京都府知事 山 田 啓 二

事 項	件 数
保 管 用 地 の 届 出 の 件 数	0
保 管 用 地 の 廃 止 の 件 数	0
勸 告 の 件 数	0
報 告 の 徴 収 の 件 数	0
立 入 検 査 の 件 数	12,638
公 表 の 件 数	11
法 第 1 4 条 の 3 の 規 定 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 事 業 停 止	1
法 第 1 4 条 の 3 の 2 の 規 定 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 取 消 し	9
法 第 1 4 条 の 6 に お い て 準 用 す る 法 第 1 4 条 の 3 の 2 の 規 定 に よ る 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 取 消 し	1

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をいう。